

長泉町告示第53号

長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月15日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事 昭和56年5月31日以前に建築を完了した木造住宅又は昭和56年5月31日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画及び耐震補強工事のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成12年長泉町告示第15号）の規定による補助金の交付を受けていないもの

イ 長泉町木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年長泉町告示第70号）の規定による補助金の交付を受けていないもの

ウ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 耐震診断による耐震補強工事前の耐震評点が1.0未満であった木造住宅であって、耐震補強工事の実施後の耐震評点が1.0以上となるもの。ただし、0.3以上向上するものに限る。

(イ) 新工法を採用するなど、(ア)と同等以上の効果が認められるもの

エ 耐震診断、耐震補強計画及び耐震補強工事後の耐震性の評価を静岡県耐震補強相談士が実施するもの

(2) 耐震診断 平成18年1月25日国土交通省告示第184号による耐震診断（国土交通大

臣がこれと同等以上と認める方法を含む) によるもの

- (3) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造軸組工法で居住のため継続して利用し、かつ一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に該当するもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）をいう。
- (4) 高齢者等が居住する住宅 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、賃貸住宅を除く。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が居住するもの

ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は同条第 4 項に規定する要支援者が居住するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第 156号）による療育手帳の交付を受けている者が居住するもの

（補助対象者及び補助金の額）

第 3 条 補助対象者は、木造住宅の所有者又は所有者の同意を得た使用者で、かつ町税等に滞納がない者とする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合はこの限りではない。

2 補助金の額は、別表のとおりとする。補助金の額の算定にあたり、1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事の着手前に、町長に提出しなければならない。

- (1) 昭和56年 5 月31日以前に建築（建築中のものを含む。）したこと及び所有者を証明する書類の写し
- (2) 平面図（床面積が確認できるものに限る。）
- (3) 耐震診断結果報告書

- (4) 居住者構成報告書（様式第2号）（高齢者等が居住する住宅の場合に限る。）
- (5) 高齢者等が居住する住宅であることを証明する書類の写し（高齢者等が居住する住宅の場合に限る。）
- (6) 承諾書（申請者が所有者以外の場合に限る。）
- (7) 事業に要する経費の見積書（内訳書を含む。）の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震補強計画の確認）

第6条 申請者は、耐震補強計画が完了したときは、速やかに耐震補強計画確認依頼書（様式第4号）に次の書類を添えて町長に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震補強計画書
- (3) 耐震補強前平面図
- (4) 耐震補強計画平面図
- (5) 耐震補強工事見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による確認依頼があったときは、その内容を審査し、その結果を耐震補強計画確認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による確認通知書により合格である旨の通知を受けた後でなければ耐震補強工事に着手してはならない。

（計画の変更等）

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業変更（廃止）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助対象経費の変更

(3) 補助事業の変更又は廃止

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業変更（廃止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着手から完成までの一連の写真とする。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、長泉町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第11条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度の補助額の特例)

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に第5条の規定による交付の決定又は第7条第2項の規定による変更の承認を受けたものであって、次の各号のいずれにも該当するものについての補助金の額は、当該事業に要する経費から別表に定める補助額を減じたものと15万円とを比較して、いずれか少ない額を補助額に加えた額とする。

(1) 耐震診断の結果、耐震評点が0.7未満の住宅であること。

(2) 耐震補強工事により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保するもので次のいずれかの要件を満たす住宅となること。

ア 耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.2以上となるもの

イ 新工法を採用するなど、アと同等以上の効果が認められるもの

(3) 寝室、居間にある家具であって、寝る場所、座る場所及び出入口の周辺に転倒する危険性のある家具の固定を行うこと。ただし、当該家具の固定を既に実施している場合は、この限りでない。

(4) 耐震補強工事の期間中に耐震補強PR看板を設置し、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 耐震補強工事期間中に現場見学会を実施するもの

イ 耐震補強工事完成後に完成見学会を実施するもの

ウ 耐震補強工事完成後に申請者が耐震補強工事を実施するに至ったきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を町長に提出するもの

別表 (第3条関係)

補助の対象経費	補助金の額
所有者又は居住者が行う木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。 (1) 高齢者等が居住する住宅 1戸ごとに、木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額と120万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 (2) 前号以外の住宅 1戸ごとに、木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。